

令和元年度第1回嘉麻市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録

日時：令和元年10月24日（木）

午後1時30分

場所：碓井庁舎3階第3委員会室

出席者（11人）

被保険者代表委員 端山 文代、吉田 友子、野見山 淳子

保険医・薬剤師代表委員 西野 豊彦、岩見 元照、石崎 慶太、江頭 祥一

公益代表委員 中嶋 時夫、畠中 博文、川原 久美子、大森 成順

傍聴人数（0人）

<議事>

会長及び副会長の互選について

<審議の内容>

会長 中嶋委員選出、副会長 畠中委員選出

<議題>

嘉麻市国民健康保険事業の状況について

- 1 国保特別会計の決算状況
- 2 保健事業の状況
- 3 今後のスケジュール

<審議の内容>

嘉麻市国民健康保険事業の状況についての説明

- 1 国保特別会計の決算状況
 - (1) 加入者（被保険者）数
 - 平成30年度末加入者9,851人で1万人を切った。年々加入者が減少しており、前年度末から392人の減少。
 - 加入率は、嘉麻市人口の約4分の1。
 - (2) 国民健康保険証の交付状況について
 - 国保税の滞納状況によって、有効期限が短い短期保険証や受診が原則10割となる資格証明書を交付。ただし、短期保険証や資格証明書交付対象世帯であっても、18歳までの若年者等には、有効期間が1年ないしは6か月間の保険証を交付している。

- 保険税の納付相談や納付機会の確保という観点から取り組みを続けている。

(3) 医療費の推移について

- 今回の資料から 1 人当たりの医療費を、療養の給付費等と療養費の額の合算額で算出している。
- 医療費総額は前年より約 4 千万円減少しているが、加入者数の減少が大きな要因。1 人当たり医療費は前年より伸びている。高齢化や医療の高度化が考えられる。なお、厚生労働省から公開された平成 30 年度概算医療費（速報値）における市町村国保の 1 人当たり医療費と比較しても高い状況。

(4) 嘉麻市の国民健康保険税の算定方法について

- 昨年度から、税率・税方式の変更はない。

(5) 国民健康保険税の収納について

- 加入者の減少により課税額・収納額とも減少傾向である。
- ただし、国民健康保険税の収納率は現年分、滞納繰越分ともに向上している。

(6) 平成 30 年度の概算収支について

- 国保制度が改正されて新しい財務体系での初めての決算となるため、前年度との単純比較が難しい科目もあるが、嘉麻市国保事業会計の規模は制度改正により約 10 億円圧縮されている。
- 国民健康保険税 7 億 7,000 万円の収入。加入者の減少により課税額は約 3,600 万円減少しているが、収納率の向上により、収納額の減少額自体は約 700 万円にとどまっている。
- 保険給付費 36 億 3,400 万円。前年度から約 700 万円減少。ただし、1 人当たり医療費は伸びている。
- 前年度繰上充用 4 億 9,400 万円。平成 29 年度までの累積赤字額。
- 新設された科目は、歳出の国保事業費納付金で嘉麻市の支出額が福岡県から提示される仕組み。
- 歳入合計は 50 億 3,139 万円。歳出合計は 49 億 271 万円。単年度形式収支は 1 億 2,868 万円の黒字。累積赤字額は 3 億 6,532 万円に縮小。
- 平成 30 年度単年度実質収支は 1 億 6,097 万円の黒字。

2 保健事業の状況

- ▶ 平成30年度医療費分析の報告。0～6歳、7～14歳は呼吸器系疾患が、国・県・同規模団体と比較して多い状況。15～39歳、40～49歳、50～59歳では、尿路性器系の疾患が他団体と比較して突出している。また、60～64歳では、この尿路性器系の医療費が一番高い。
- ▶ 尿路性器系の疾患には腎不全が分類され、腎不全には透析医療費が該当する。
- ▶ 平成30年度には11人の方が透析治療を開始しており、年齢区分は15～39歳で1人、40～49歳で1人、50～59歳で2人、60～64歳で4人となっていることが、他団体と比較して突出している要因と考える。11人の透析導入の理由は、糖尿病が9人、高血圧が2人。
- ▶ 嘉麻市国保加入者においては、若い年代から糖尿病による人工透析導入が増えている。予防可能とされる生活習慣病の重症化予防事業に力を入れていきたい。

3 今後のスケジュール

- ▶ 令和2年度の保険税率協議を実施するにあたり、令和2年度納付金額の把握が前提。納付金額は、国が算定に必要な係数を提示した後、県が算定し、市に通知される。秋ごろ、仮係数による仮の納付金額が示されるため、その段階で次回の協議会開催。年明けに確定係数が提示されてから、さらに協議会を行う予定。

<報告事項>

1 令和元年度被保険者証の交付について

- ▶ 国保制度改正により、保険証の交付（有効期間）のサイクルが8月～翌年7月までとされた。嘉麻市では、平成30年度のみ、平成30年4月～令和元年7月の有効期間で交付したが、令和元年度は8月～令和2年7月として交付した。
- ▶ 保険証の色が薄緑色から桃色に変更。
- ▶ 高齢受給者証と保険証を一体化した。
- ▶ 保険証の発送は従来どおり普通郵便とした。福岡県の運営方針では簡易書留等が推奨されているため、広報誌において、簡易書留希望者を募ったが利用者はいなかった。
- ▶ 簡易書留とすることについて、県内全域で同時期に発送するため、郵便局との対応が難しかったという他市町村の話も聞いている。

(委員からの意見等)

保険証の発送は、これまで普通郵便でトラブルは起きていないのか。

(事務局)

毎年、届いていないといった連絡は受けるので、簡易書留のほうが確実とは思いますが、利便性では、対面での受け渡しのため自宅にいないといけないという制約もあり、希望制という形をとった。

(委員からの意見)

希望制ということだが、広報誌でその周知記事に気づかなかった。特集記事等であれば目につきやすいが、通常の情報コーナーだと見つけにくいかもしれない。

(委員からの意見)

広報誌は行政区未加入世帯には配布されないので、周知方法としては不十分。また、地域によっては回覧版が届く時期には申込期限を経過しているようなこともある。

個人情報リスク管理からしても簡易書留のほうが望ましいと思う。

(委員からの意見)

普通郵便と簡易書留の郵便料の差額はいくらか。

(事務局)

色々と意見を聴かせてもらって大変ありがたい。周知方法とあわせて検討する。郵便料の差額はたしか 320 円くらい。今年は世帯単位で発送したが、世帯ごとに保険証を封入すると郵便件数は減るが、保険証の入れ間違いのリスクが増える。方法についても検討していく。

2 オンライン資格確認等システムの導入について

- 2021年3月頃、運用開始予定。
- 医療保険等の加入者で利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードを保持する被保険者等及び保険証を所持する被保険者等が、保険医療機関等を受診した際に、マイナンバーカードまたは保険証を提示すれば最新の資格情報等をオンラインで確認できるシステム。
- マイナンバーカードを保険証として利用できるようにはなるが、保険証がマイナンバーカードに変わる、もしくは保険証がなくなるということではない。
- 国保加入者の混乱を招かないよう、適切に周知していく。

(委員からの意見)

オンライン資格確認のことではないが、国保税の資産割について、答申したが、その件はそのままになっているのか。

(事務局)

答申では、いずれ廃止とされているが、時期については、国保制度改正によるあらたな財政運営の収支の状況を検証したうえで、ともされている。新制度1年目と2年目で財政的な状況が大きく変わった状況もあり、3年目の数字が出た段階で、資産割の廃止についての議論をいつごろから始めるかということも協議していくことになると思う。

(委員からの意見)

健康に関するインセンティブも引き続き実施しているか。また、結果が毎年同じということではインセンティブにはならないのか。

(事務局)

インセンティブ制度も引き続き保険者努力支援制度の評価項目になっているが、初年度は実施していることで評価されていたのが、今はやっているだけでは評価されず、やったことでどう変わったかまで行政としてアプローチしていくことが求められている。

(委員からの意見)

医療費推移について、医療費適正化の観点から、高額な医療と日常的な医療とに分けて出してもらうことで、対象を絞るということが見えてくると思う。

(委員からの意見)

新聞で5人以上の事業所に厚生年金適用の取り締まりを強化するというようなことが書かれていたが、こうしたことで国保から社保に移ったりするのか。

(事務局)

国保加入者の減少につながっていくことにはなる。

<次回開催日>

令和元年12月19日(木) 午後1時30分

終了 15時00分